

平成28年度 第1回練馬区総合教育会議

開会年月日：平成28年7月15日（金）

場 所：練馬区役所西庁舎9階「9-1会議室」

出席者：練馬区長 前川 耀男

教育委員会	教育長	河口	浩
同	委員	安藏	誠市
同	委員	外松	和子
同	委員	長島	良介
同	委員	坂口	節子

議 題：

- 1 練馬区立学校に在籍する児童生徒等の重大事態に関する対応について
- 2 幼児教育について
- 3 教育・子育て分野における地域との協働・連携の取組について

開 会：午前10時00分

閉 会：午前11時50分

説明のため出席した者の職および氏名

総務部長	小西 将雄
教育振興部長	大羽 康弘
こども家庭部長	堀 和夫
(総務部)	
総務課長	大滝 雅弘
(地域文化部)	
協働推進課長	宮原 正量
(教育振興部)	
教育総務課長	櫻井 和之
教育施策課長	中島 祐二
学務課長	山崎 泰
施設給食課長	竹内 康雄
教育指導課長	芝田 智昭
副参事（教育政策特命担当）	金木 圭一
学校教育支援センター所長	風間 康子

光が丘図書館長 (こども家庭部)	桑原 修
子育て支援課長	鳥井 一弥
こども施策企画課長	橋間 亮二
保育課長	三浦 康彰
保育計画調整課長	近野 建一
青少年課長	加藤 信良
練馬子ども家庭支援センター所長	宮原 恵子

【前川区長】

それでは、ただいまから平成28年度第1回の練馬区総合教育会議を開催いたします。よろしくお願いいたします。

今年度第1回の会議になりますが、昨年度は6回開催いたしました。そこで、皆様方のお力添えをいただき、総合教育会議で「練馬区教育・子育て大綱」をつくってまいりました。それに従って、これから大きな施策を展開していきますけれども、今年度は、この大綱に挙げたいろいろな重要な課題、施策について議論を深めていく、そういう場にしたいと考えています。昨年度は自分で予期していた以上に皆様方に活発な意見をいただき、大変良い会議になったと思っていますので、今年度もさらにこの会議での議論を深めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今お話しした趣旨に沿って、今年度第1回の会議を始めます。

お手元に次第が置いてありますが、これに従って進めたいと思います。

まず初めに、議題の1、練馬区立学校に在席する児童生徒等の重大事態に関する対応についてであります。

資料1がありますが、昨年度の第1回の総合教育会議において、教育長からいじめなどにより重大事態が発生をした場合に総合教育会議などを含めた関連機関について体系的に整備するという発言がありました。この資料1は、それに基づいておりますので、まずこれについて事務局から説明をしてもらいます。

【金木副参事】

それでは、練馬区立学校に在席する児童生徒等の重大事態に関する対応について、資料1の1および資料1の2に基づき説明いたします。

本資料は、練馬区教育・子育て大綱の教育分野、取組の視点3、重点施策1「いじめ・不登校などへの対応」において、「いじめなどで重大な事案が生じた場合に

は、総合教育会議を直ちに開催して、迅速で的確な対応を図ります」に基づき作成をしたものです。

それでは初めに、資料1の1をご覧ください。まず、一番上に示してあります練馬区における「重大事態」の定義についてご説明いたします。

いじめ防止対策推進法では、いじめによる重大事態について法律で規定をしていますが、全国の事例を見ますと、いじめに起因しない自殺、または自殺の疑いもあります。このことを踏まえまして、練馬区では、児童生徒等の重大事態を3点に定義づけしたいと考えております。

1点目は、児童生徒等の自殺、または自殺の疑いがあると認めるときでございます。このことにつきましては、子どもたちがみずからの命を絶つということ、また、死亡には至らなかったけれども、自殺未遂ということも考えられます。これは大きな重大事態であると考えます。

2点目、いじめにより児童生徒等の心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。まず、児童生徒等の心身ということにつきましては、当然、暴力行為等において入院をせざるを得ないような重篤な障害等が発生するということが1つ考えられます。また、財産というのは、恐喝のように幾らを持ってこいということでお金やものをたかるというようなことで、こういう事案につきましては、他の自治体でも事例が報告されているところでございます。

3点目、いじめにより児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときでございます。これは、不登校の定義が、学校を30日以上欠席するというところでございます。ここに關係しまして、いじめによって不登校になってしまうというような場合、そこで重大事態と捉えるというものでございます。

以上3点を、練馬区の児童生徒等の重大事態と定義づけできたらと思っております。

つぎに、資料の左側、「1 現在の対応」をご覧ください。

現在の練馬区教育委員会いじめ問題対策方針に基づいた、児童生徒等のいじめによる重大事態が発生した際の学校と教育委員会の対応について示してございます。

教育委員会では、記載にありますように、児童生徒に重大事態が発生した際には、いじめ等対応特別支援チームを設置し、事実関係の調査を行うとともに、区長に報告をいたします。また、教育委員会での再調査などもここに示してあります。

しかし、それではいじめによるものだけということになってきますので、課題が幾つか見られます。

そこで、2番、課題をご覧ください。現在の状況と国の方向性等から3点の課

題点に整理をいたしました。第1に、いじめに関する重大事態が発生した場合の対応については、「1 現在の対応」でお示ししましたように規定はしていますが、冒頭にお話ししましたいじめに起因しない自殺等もあります。いじめに起因しない自殺の対応について、また、その他の重大事態が発生した際のことについての規定が現在はありません。

第2に、「いじめ防止対策推進法」および文部科学省が示す「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」、「学校事故対応に関する指針」、「不登校重大事態に係る調査の指針」、これらが体系化されていなく、区としての対応を整理する必要があると課題として捉えました。

このことにつきましては、資料1の2でご説明いたします。

本資料には、1つの法律と3つの指針の関係性を、児童生徒の状態から捉えて整理をしたものです。なお、文中に下線が引いてある箇所につきましては、資料1の1「3 今後の対応（案）」にかかわるところでございます。

まず、一番上の囲みになります。文部科学省は、平成28年3月31日に「学校事故対応に関する指針」を公表しました。これは、学校の管理下におけるさまざまな事故や不審者による児童生徒等の切りつけ事件、自然災害に起因する死亡事故などの重大事件、事故災害の発生を受けてのものであります。ここでは、学校、学校の設置者による調査、保護者支援、報告についてなどが示されています。

児童生徒等に死亡事故が発生した際には、その下の2つ目の囲み、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」に従って対応をすることになります。そして、調査の内容からいじめが疑われる場合につきましては、上から3つ目の囲みにあります、「いじめ防止対策推進法」に基づき対応することになります。

ここでは、学校の設置者および学校が実施した調査結果について、地方公共団体の長が調査を行うことができると規定もされております。

なお、一番上の囲み、「学校事故対応に関する指針」のところで、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病につながる場合は、いじめの有無について確認する必要があります。そこで、そういった場合には、いじめ防止対策推進法に基づいた対応を行っていくこととなります。

さらに、いじめが原因で不登校になってしまった場合につきましては、一番下の囲みにあります「不登校重大事態に係る調査の指針」に基づき調査を行い、いじめ防止対策推進法に基づいた対応を行っていくこととなります。

このように、現在のところ、児童生徒等に重大事態が発生した際の法律や指針を整理することができます。

それでは、資料1の1にお戻りください。

2番、課題の（3）でございます。昨年度から設置されていますこの総合教育会議の役割が、現在の対応には全く位置付けられていないということもございま

す。こちらも課題であると捉えております。そこで、これらの課題を整理したのが、右側、「3 今後の対応」になります。

児童生徒等に重大事態が発生した際には即時対応が最も重要となります。学校は、現況確認後、教育委員会に報告し、教育委員会は区長に報告をいたします。また、教育委員会は、区長の指示、助言を得ながら、事故対応支援チームを学校に派遣し、学校を主体とした基本調査の実施、いじめの有無等の把握、保護者、議会、マスコミ等に対応をしていきます。同時に他の児童生徒等の心のケアや保護者への対応も必要となることから、心理ケアチームを派遣いたします。なお、ここでのチームの目的や構成員につきましては、資料の左下「※ 今後の対応の人的支援等」をご覧ください。

まず、「A 事故対応支援チーム」ですが、3日以内に事故原因について調査をし、調査結果の公表や保護者等の意思の確認等を行うことを目的といたします。また、構成員は、校長が定める学校の教職員、教育委員会から指導主事、またその他必要な区役所の職員となります。

さらに、隣の「B 心理ケアチーム」につきましては、スクールソーシャルワーカーや臨床心理士を派遣するというものでございます。このいずれのチームも、教育長の指示のもとによるものであり、教育委員会と学校が連携して対応を行ってまいります。

つぎに、右側の「今後の対応」の「事故発生時の即時対応」の下、「3日以内」というところがございます。学校を主体とし、教育委員会と連携して行う基本調査を3日以内で行います。3日以内の中で得られる情報を集約・整理するというものでございます。そして、区長に報告の上、本事案に関する総合教育会議を開催し、本事案についての報告と今後の対応等についてご協議いただきたいと思っております。

また、教育委員会では、その下、「事故発生から概ね一月以内」のところにあります「学校事故詳細調査委員会」を開催いたします。事故の原因究明および同じような事故の再発予防策を講じていく必要があるため、この委員会の詳細調査との実施につながってまいります。この委員会は、学識経験者、弁護士、医師、心理や福祉等の専門的知見を有する方々で構成をしていきたいと考えております。

先ほどご説明いたしました「1 現在の対応」にあります「いじめ等対応特別支援チーム」と同様のものにはなりますが、現在は重大事態が発生した際にそこから委員を選定し、その運営についてもそのときに考えるというのですが、本案では、年間を通じて委員を選定しておき、役割についても明確に示しておくというものです。

学校事故詳細調査委員会による調査につきましては、事故発生から概ね1カ月以内を目途に行い、その結果を区長に報告するとともに、本事案に関する2回目

の総合教育会議を開き、報告書を元に詳細調査の結果と同じような事故防止策について報告をさせていただき、ご協議いただきたいと考えております。

また、学校事故調査詳細委員会の報告や総合教育会議の内容を受け、区長が必要と判断した場合には、区長による再調査を実施することができます。

以上、課題を踏まえ、いじめ防止対策推進法や各種の指針を網羅し、練馬区としての対応の流れをまとめました。なお、今後は本資料を詳細にした練馬区としての指針や、学校事故調査詳細委員会の年間を通じての設置、練馬区いじめ問題対策方針の改定などを行っていく予定でございます。

説明は以上になります。よろしくお願いたします。

【前川区長】

今説明をしてもらいましたが、要するに資料1の2は、現在のいろいろな指針とか法律とかの体系をまとめたということですね。

【金木副参事】

平成25年に、いじめ防止対策推進法ができて、また東日本大震災等による発災、そしてさまざまな不審者等による事件等を受けまして、その都度国から安全に関する指針等が出されました。現在、最新に出されていますのが、一番上の囲みにあります「学校事故対応に関する指針」です。順序立てて出てきているわけではありませんでしたので、子どもの状態でそれを捉え直したというものです。

【前川区長】

今後の対応についてより体系的にまとめたものが、資料1の1の右になるということですね。

これについてご意見がありましたらどうぞお願いします。

【安藏委員】

資料1の2に、事故にかかわる治療に要する期間が30日以上、ということになっておりますけれども、実際発生したときから、重大事故と判断するのに、30日を待たないといけないものか、それとも事故が起きたときに全治の見込みとかが出ると思いますが、その最初の段階から動いていくものなのか、確認したいと思います。

【金木副参事】

今、安藏委員からお話があったところですが、30日以上を待ってから重大事態と定義するということは、通常考えられないと思っております。

常に事故が発生したときからすぐに対応を行っていき、最終的に重大事態かどうかということまで含めて対応します。

【前川区長】

よろしいですか。

ほかの皆様、いかがでしょうか。長島委員、お願いします。

【長島委員】

対応については、これ以上はできないのではないかとというぐらい考えられているとは思いますが。これと同じかそれ以上に、起こる前の調査、起こらないようにするための対策も重要と思いますが、別に考えているのでしょうか。

【金木副参事】

未然防止の観点についてということですと、例えば、不登校につきましては、未然防止と初期対応という2点に分けられると思います。未然防止というのは、やはり魅力ある学校づくり、子どもたちが安心して楽しく学校に通えるという状況をどうつくるかということが、第一であると思っております。

初期対応という点で、スクールカウンセラー、または心のふれあい相談員等を各学校に配置し、子どもたちに何か悩みがあったときには、担任だけではなく、どの教員にでも、養護教諭を含めて相談をするというような体制をとっております。

また、子どもたちが3日連続欠席をした場合には、家庭訪問をするように学校には指導しています。これは当然、現況確認という意味もございます。

それから、学校を休んだ理由が、例えば腹痛だった場合でも、いじめの原因があり腹痛をおこしていることもあるので、さまざまな可能性を探るよう学校には指導しているところでございます。

現在、このような形で未然防止や初期対応を行っていますが、さらにどのようなようにして、教員の感度を高めながら対応していくかということを今後の課題として行っていきたいと思っております。

【河口教育長】

今、長島委員からお話がありましたように、いじめというのは、いじめを起ささないということ、そしてまたいじめが起きたときに、芽が小さいうちに治めることが、極めて重要です。練馬区では、いじめ防止の対策方針をつくって、その辺については厳密に打ち出しております。

さらに、各学校においても、自分たちの学校でいじめを出さないために、いじ

め防止対策方針をつくり、その方針に基づいて活動しているところです。

ただ、実際に重大事件が起きたときの対応のあり方が、今まで薄かったと思っていました。総合教育会議ができて、その役割の1つに、重大事態が発生したときに、解決に向けての対策をとることが託されておりますので、この総合教育会議でしっかりとした方針をつくろうということで、今回この案件を出させていただきました。

【外松委員】

まさに一番大切なのは、こういう事態が起こらないようにして、日々の学校生活を子どもたちが営んでいけるということだと思います。

いじめ対策に関して、未然防止に向けた各学校等の取組についての発表会等に参加させていただいたことがあります。幼稚園を初め、各学校ではほんとうに一生懸命取り組んでおられると感じました。

そのような教育を受けていても、集団で生活していると、いじめ等が起きてしまう場合もあります。今回、特に資料1の2で、死亡事故、いじめが疑われる場合、またいじめによる重大事態、不登校等と、今まで少し曖昧だった部分が整理されてきて、万が一事態が起きてしまった場合も、しっかりと迅速に丁寧に対応していけるのではないかと、思います。

そして、資料1の1の一番下の囲み、区長が必要と判断した場合の再調査ですが、ここの2つ目に、「学校事故詳細調査委員会とは別のものを委員とする」と添えられております。別の人が変わった視点から、再調査に当たるということですから、また判断の基準とかも変わってきて、再調査の精度が高まると思いますので、これはよろしいかなと思っております。

【前川区長】

ありがとうございます。順番に発言していただいておりますので、坂口委員お願いします。

【坂口委員】

全国でいろいろ不幸にして起きた学校での事件に対して、さまざまな学校や自治体の取組があります。この再調査機関の委員が学校事故詳細調査委員会の委員とは別の者を委員とするという一文も入れて明文化され、それを公けに取り組むということがはっきり整理されたということがわかりました。

この総合教育会議も非常に大きな責任を担っているということ、身を引き締めて、見せていただきました。こういうことが、実際にはないことをほんとうに

心から願っております。

【前川区長】

ありがとうございました。

全国でいろいろな事件が起きた場合、学校と教育委員会と区長部局の総合的な連携が難しいということを見ていて感じていました。ともすれば、学校だけが孤立したり、あるいは教育委員会がうまく対応できなかつたりと、いろいろな場合があります。

この総合教育会議をきちんと位置付け、最初から両者が連携をしながら対応していきたいと思います。

では、こういう形で進めさせていただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

それでは、議題の2、幼児教育に移りたいと思います。

幼児教育につきましては、皆様方が既にご案内のとおりではありますが、練馬区は独自に練馬こども園というのを設置しました。幼稚園に保育機能を持たせ、保育所待機児童の解消にも大きな役割を果たすと思っております。今日は、この幼保一元化の問題全体について、幼児教育全体についての現状と考え方を整理してありますので、それについて議論していきたいと思います。

それでは、事務局から説明してください。

【橋間こども施策企画課長】

それでは、幼児教育、また幼保一元化につきまして、資料2の1から2の5までの5点の資料について説明をさせていただきます。

まず、資料2の1をご覧ください。こちらは、区が目指す幼保一元化の将来像についてです。大きく2つの流れがございますが、まず上半分の制度上の一元化です。

これまでは、簡単に申し上げますと、共働きの家庭のお子さんは保育所に行き、専業主婦の家庭のお子さんは幼稚園に行くということで、完全に分かれていました。逆に言うと、選択ができないという状況でございました。

こうした状況を踏まえまして、昨年、私立幼稚園協会の協力を得まして、練馬こども園という制度の創設をいたしました。これにより、共働きでいる家庭のお子さんも幼稚園を選ぶことができるようになりました。現在、13園が認定されておりますけれども、今後、認定を拡大していきたいと考えています。

また、この練馬こども園につきましては、将来的には、保育所も認定していきたいと考えておりまして、これにより、練馬型の幼保一元化を図っていきます。

つぎに、下半分の保護者の経済的負担の均衡についてです。こちら、現状では、幼稚園、保育所、認証保育所等々、選ぶサービスによって保護者の経済的な負担がさまざまでした。今後、保育所の保育料の見直しですとか、私立幼稚園の入園料補助の充実などを進め、保護者の経済的な負担の均衡を図っていくというものです。

この大きな2つの流れに沿って、最終的に教育・保育サービスを選択できる社会を実現していくということが、区が目指す幼保一元化の将来像でございます。

続きまして、資料2の2をご覧ください。こちらは幼稚園と保育所に関する統計資料、主なものとして4点ご用意しております。まず、左上の区内の園児数の推移です。青の伸びている折れ線は、保育所・保育サービスを利用している児童の数です。また、赤は幼稚園の園児の数です。この背景には、平成20年にリーマンショックがございました。それにより、共働き世帯が増加し、保育所の需要が急増しました。その傾向は今でも続いており、このような状況になっていると捉えております。

続きまして、「2 区歳出予算における幼稚園・保育所関連経費の推移」です。こちら、青色の折れ線が保育所の関連の経費で、28年度は金額が245億円で区全体の歳出予算の9.4%を占めているという状況です。

続きまして、下のほうの1%台で推移している赤色の折れ線が幼稚園の関連の経費です。28年度予算で39億円、区全体の1.5%でございます。

こちらから、増える保育需要に、保育所の新設などだけで対応していくと、将来的には財政をどうしても圧迫してしまうということが見えてきます。また一方で、将来的には人口の減少が見込まれますので、それも踏まえて対応していかなければいけません。その答えの1つが、幼稚園を活用した練馬こども園ということだと考えております。

続きまして、右側の上「3 運営費の比較」です。こちらは、認可保育所と私立幼稚園の運営費をモデルとして比較しております。定員について、認可保育所が100名で私立幼稚園が250名となっているのは、区内の平均的なものということを出させていただいております。

円グラフの下に、園児1人当たりの金額と公費の投入率がありますが、やはり保育所の公費の投入率の方がより高くなっています。

続きまして、「4 保護者負担の比較」です。保育園、認証保育所、幼稚園での選ぶサービスによって、保護者の経済的な負担が変わっているという現状をまとめたものでございます。

主だったものとしましては、例えば入園料については、保育園はなしとなっておりますけれども、認証保育所や幼稚園ではこれらの金額がかかっています。また、月々の利用負担につきましても、差が生じています。

続きまして、資料2の3をご覧ください。こちらは、幼稚園と保育所の比較をしたものでございます。上半分、制度上の比較で、左側が幼稚園になっております。幼稚園は学校教育法に基づく学校だということで、対象児は満3歳以上から就学前の幼児となっています。あくまで学校ですので、春休み、夏休み、冬休みといった3つの長期休業がございます。また、保育時間は4時間を標準としており、教諭の配置基準は1学級を35人以下として、それに対して1人以上の教諭が配置されます。

右側の保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設です。こちらは、0歳から就学前の保育を必要とする児童が対象でございます。開所日数は、基本的に月曜日から土曜日の約300日となっております。保育時間は、開所時間が11時間を原則としております。また、保育士の配置基準につきましては、0歳が3対1、1・2歳児だと6対1というように、年齢ごとの配置基準が決められております。

続きまして、下側の教育内容についてです。幼稚園と保育所、それぞれで教育を行っておりますけれども、幼稚園については幼稚園の教育要領、保育所については保育所の保育指針がございます。いずれも国が定めたこれらの要領と指針に沿って保育教育を行っております。

ここの基本的な考え方や、計画の策定、また教育内容などは、整合性が進められた結果、基本的には似たようなものとなっております。

その下の相違点についてです。幼稚園は教育時間1日4時間と標準で定めておりますが、保育所については、1日の大半の時間を生活するということですので、養護と教育が一体となっているというところに特徴があります。一般の方からすると保育所の教育という観点が見えづらいかもかもしれません。

続きまして、資料2の4、練馬こども園と、国の制度の認定こども園を比較したものでございます。いずれも、もともとの幼稚園に保育所の機能を追加しているというところで、相当程度共通しております。

しかし、練馬こども園につきましては、幼稚園の実情ですとか意向を踏まえまして、よりきめ細かく制度設計をさせていただいております。網かけしております「開園日」、「入所」、「給食」につきましては、幼稚園の実情を踏まえたものとしております。

まず、開園日については国の認定こども園では原則月曜日から土曜日になっておりますけれども、練馬こども園では、標準型、強化型と2つタイプがあります。標準型は月曜日から金曜日までですが、土日などに運動会などのイベントがあった場合は、振替休も認めるというところを緩和しております。

また、入所、入園方法につきましても、認定こども園については、保護者が区に申し込んで区が利用調整をするという、保育所と同じ形になっておりますけれども、練馬こども園につきましては、従来どおり、保護者と幼稚園が契約すると

いう形になっております。

また、給食につきましても、国の認定こども園につきましても、給食提供は義務になります。外部搬入も可となっておりますが、調理室の設置義務があり、ハード面でもハードルがあります。練馬こども園については、園の判断により提供ができるというところで、実情を踏まえた制度設計となっております。

最後に資料2の5でございます。こちらは、参考としまして、国におけるこれまでの幼保一元化への取組の歴史をまとめたものでございます。幼保一元化は、50年以上前から議論されております。しかしながら、幼稚園が文部科学省、保育園が厚労省ということで、所管庁が違い、似て非なるものだというところで、なかなか幼保一元化が進んでいないというのが現状です。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【前川区長】

この問題は、今の説明では形式的過ぎるので、内容に踏み込んだ発言をします。私は、この議題を何十年もやっています、若いときは海外の事情を調べたりして本も書いたこともあります。

最初から見ていただきますと、もうこれは当たり前ですが、幼稚園というのは教育施設として位置付けられていて、保育所というのは社会福祉施設ということです。

これはなぜかといいますと、例えばイギリスが典型的なのですが、ワーキングクラス、労働者階級とミドルクラス、中産階級があります。中産階級は、幼児を教育するので幼稚園になる。労働者階級は、母親が働かなくてはならないので、子どもを預かる、それがスタートなのです。日本でも全く同じです。農繁期に子どもを預かるとか、あるいは町の商店のお母さんが働かなくてはならない、そういう家庭の子どもを預かるということが保育所としてスタートしています。

そういう社会的な需要が全く違い、社会的な対応方法も全く違うところからスタートして、一方は教育制度、一方は社会福祉制度となりました。ただ、これは、今となっては単なる建前です。実際上は、幼稚園に預けている人も保育所に預ける人も実態は何も変わりません。たまたま、いろいろな経緯があって、他方は幼稚園に行き、他方は保育所に行っています。これは、もう数十年前からそういう実態なのですが、にもかかわらず、保育所と幼稚園の一元化がなかなか進みません。

では、なぜ進まないのか。一番大きな原因は、幼稚園側なのです。幼稚園側の、特に教員の抵抗です。自分たちは教員であり、保育所は保育士さんである。そういう階層意識というか身分意識が非常に根強いわけです。そこが大きなバリアになっています。さらに制度の構成も全く違います。資料2の2を見ていただきま

すとわかるように、保育所は救貧施設ですから、最初から公費を投入することが前提になっています。幼稚園は逆で、教育施設だから親が教育費を負担することが前提になっています。ところが、実態は違うので、いろいろな形で、幼稚園にも公費投入を始めています。そしてまた教育内容ですが、建前として幼稚園教育要領、保育所保育指針と分かれています、実際は同じです。同じだけれども、建前として、違うと言いつけているわけです。

そういう実情があり、何十年言いつけても幼保一元化は進みません。文部科学省から、厚生労働省、その下には都道府県、区市町村、そしてまたいろいろな議員さんも文教族がいたり、社会福祉族がいたり、地域では幼稚園経営者がいたり保育所経営者がいたり、いわば社会的な分断の系列ができていまして、なかなか進まないのです。

ところが、今、また事情が変わりつつあります。少子化が進んでいますから、これからの幼稚園とか保育所の経営は容易ではありません。特に幼稚園は大変です。保育所は、公立・認可は手厚く、保護者の負担も少ないので、どんどん需要も膨らんでいき、少なくとも当面は、経営が困難になることはないと思います。ところが幼稚園は、特に私立幼稚園は公的に維持できているわけではありませんから、これから経営が大変なのです。そこで、練馬区としては、長年の懸案である幼保一元化を進めるということ、待機児童を解消するためにも幼稚園の経営を支えながら実質的な保育所と幼稚園の一元化をやっていくこと、この2つの大きな目的があって始めたものが、今回の練馬こども園なのです。

こういう社会的な流れがあって、背景があって、現在の幼保一元化の制度があります。ところが、実態は、なかなか進みません。これだけ幼稚園の経営が切迫していても、この形では幼保一元化をどこもやろうとしていない。それを変えようというのが私の志であり、また教育長の志であるかと思います。ぜひ練馬区が先頭に立ってやっていきたいと思います。

公的な保育がこれだけ行われているのは、昔の社会主義国と北ヨーロッパを除いたら、日本だけです。もともと幼稚園が中産階級で、保育所が労働者階級ですから、その構造は変わっていないので、ヨーロッパ各国においても、北欧を除いては、保育所というのはほんとうに少ないです。大部分はベビーシッターです。それは、中産階級の対応としてはある意味では合理的です。ところが、日本は全く社会実態も違いますから、どんどん保育需要だけが膨らむ形で進んできたというのが現状です。そこで、保育所と幼稚園も一体になって、私立幼稚園も救済しながら、全体の需要に応じていこう、ということが我々の発想です。

【安藏委員】

区長からお話しいただいたように、練馬区を取組というのは、東京都の中では

非常に先進的な発想でスタートしているのではないかと思います。

公費の補助金の負担というところでは、やはりどうしてもその差がありますので、保護者への負担が保育園に比べて幼稚園が大きくなってしまっているのが現状です。また特に私立幼稚園の場合、公立と違いますので、園ごとに保育料が違い、一律的な保育料を設定できていないということがあります。

今回、保護者の経済的負担の均衡ということを立ち上げていただいたということは、この格差解消に対して大変意味あることだと考えています。

資料からもわかりますが、幼児教育にかかる費用負担は、幼稚園に通っている子どもの保護者が、保育園に通っている保護者と比べて多くなっております。しかし、これは、幼稚園の保護者は保育園の保護者に対して裕福であるということでは決してないのだと思います。所得からもその差は見られないと思っておりますので、やはり負担の均衡を図ることは重要だと思っております。

国の新制度が昨年からスタートしましたが、特に都内の幼稚園の場合は、教育環境が新制度に入っても改善できないというジレンマから、なかなか新制度に乗っていかないのが現状だと思います。そういった意味では、練馬こども園という方法で新たに比較的規制を緩やかにした制度をつくったことは、非常に良いのではないかなと思います。

現在、私立幼稚園の3分の1がこの制度に入っておりますけれども、これからさらに増やしていくには、11時間という今の制度だけに執着をされないで、多少緩和した形でも、将来こども園に移行できるような施策もあれば良いと思います。

幼稚園の場合、クラスとして保育を進めておりますので、クラス担任中心で、保育園と違って時間で区切るというような交代ができません。長時間預かりで、終了時間までそれぞれの担任が保育をすることはまずできない状況があります。

いずれにしても、職員の増員が必要となりますけれども、夕方からこの預かりの時間帯のみの職員を配置するという事は非常に難しい現状です。

さらに、保育園から3、4、5歳児が私立園に移っていくということになってきますと、手のかかるお子さんや障害を持たれているお子さんにも配慮していかなくてはなりません。こちらにもまた、人材の確保が必要になってきますが、一時的な職員を配置するというのは現状では非常に難しいと思っております。

今グレーゾーンの子どもたちが非常に多くなっています。幼稚園の場合、子ども発達支援センターに子どもたちに紹介して、そこで見ていただくことが一番多いのですが、その診断には非常に時間がかかりまして、最低でも3ヶ月以上は待たないと見てもらえません。そういったところでも、迅速化がとれるような体制があれば良いかなと思っております。

【河口教育長】

安藏委員に練馬こども園の将来的な課題について幾つかお話をいただきました。ありがとうございました。

練馬こども園には、ぜひ全ての私立幼稚園に入ってもらいたいと思っています。その方向で、1つ1つの園と話し合いをさせていただいているところです。

私立幼稚園は、自分の幼稚園の経営を、全責任を負ってやっていかななくてはならないという立場ですから、当然、人材の問題だとか、あるいは新しいノウハウの習得だとかということに対して、非常に悩まれておられると思っています。

各園回ってみますと、そういう同じ悩みを持っている園が幾つかありました。同じ課題があるのであれば、練馬こども園の仕組みの中で、全体として区が支援していく、あるいは解決していくというような方向性がとれるのではないかと考えています。1つ1つの園が全部自分で何もかも解決しなければならないという意味ではなくて、同じ悩みを持っているのであれば、この練馬こども園という大きな1つの仕組みの中で解決できる可能性があるのではないかとということです。11時間の問題にしる、あるいは特別に支援を必要とする子どもたちへの対応の問題にしる、幾つかの課題が浮き上がってきておりますので、それらについては、行政としてトータルで、支援の仕組みを考えていきたいと思っております。その際にはぜひ、私立幼稚園協会の皆様方にも一緒になって考えていただく、そういう関係をこれからもつくっていただければ大変ありがたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

【前川区長】

ほかの皆様はいかがですか。

【長島委員】

区長がおっしゃっていたように、これまでの幼稚園と保育所のあり方の違いというのは非常に私も感じています。現実問題として、所得の格差が厳然としてあり、預けなければ食べていけない家庭と、ライフワークといえますか、自分の仕事がやりたくて預けている家庭があります。預けなければ食べていけない、これは、今食べていけるかどうかという問題もありますが、将来的にある程度貯蓄をしていかななくてはならないということも踏まえて考えたときに、経済的に厳しい家庭と余裕のある家庭では大きく違ってきます。先ほどの労働者階級とミドルクラスといった格差の問題というのは、変わってきているものの、現在もなくなっているとは思いません。

今後は、ロングスパンで施設を増やしつづけるということではなくて、子どもが減っていることも踏まえ、施設をその後どうしていくかも考えていかななくてはならないと思います。

【橋間こども施策企画課長】

先ほどの説明と重なるところもあるかもしれませんが、今、保育所がどんどん増えてきています。ただ保育所を増やすという施策をやっていきますと、区の財政も当然圧迫してきます。また一方で、長期的な視点で見ると、子どもの数は減ってくるとなると、幼稚園、保育所の経営の問題にもなってきます。先ほどのグラフでもお示ししましたとおり、既存の幼稚園の園児数自体が減ってきてしまっています。定員割れというところもありますので、保育の待機児の対策としましても、やはり幼稚園に保育の機能としても担っていただいて、それにより将来的な課題の解決策としても、練馬こども園を増やしていくということで進めてまいりたいと考えております。

【河口教育長】

長島委員がおっしゃっていただいたように、それぞれの子育てをしているご家庭の、いわゆるライフワークに対する考え方はさまざまでありまして、もちろん所得状況もさまざま、子育てに対する考え方もさまざまです。その1つ1つに合わせて施設をつくっていったのでは、きりがありません。したがって、今ある子育ての資源として、幼稚園があり保育所があるのですから、幼稚園や保育所が変わっていくことによって、そういうさまざまなニーズに応え得るような体制・仕組みを我々がつくっていくことが何よりも重要だと思っています。新しいものをどんどんつくっていくのではなくて、今ある子育ての資源を有効に使っていくのです。そのためには、幼稚園にも保育所にも意識を変えてもらわなくてはなりません。そのように対応していくのが一番良いのではないかなと思っています。

【前川区長】

この問題は、私は根本的には保護者が選択できる社会をつくらなくてはならないと思っています。つまり、一方で、働きたい理由はさまざまだけれども、現実に働きたい、働かなくてはならないという人がいます。他方で、幼児教育の必要性というのは、社会的にもどんどん議論が高まってきていまして、何歳からするかという問題がありますけれども、この両面を見ていかなくてはなりません。

それには、労働施策と所得保障を組み合わせなくてはならないのです。今0歳で、保育所では月50万ぐらい税金を投入しています。一方児童手当はその何分の1もありません。中には、児童手当が十分であれば、少なくとも0歳とか1歳の間は働きたくないという人もいるはずです。あるいは、労働行政で育児時間をしっかり保障してあれば、それを選ぶ人もいるわけです。そういう制度をきちんと整えた上で、働きたい、あるいは子どもを教育したいという人があれば、それは

施設を根本的に一本化すべきだと私は思っています。

今でも、保育所は、負担能力に応じて保育料が決まっていますが、将来は、保育と教育とを行う、1つの種類の施設だけをつくって、そこでは長時間保育の子どももいれば短い子どももいる。その内容に応じて保育料の負担が違っていくけれども、教育内容も保育内容も基本的に同じという、そういう社会にすべきだと思うのです。

それは幼保一元化の究極の目標ですけれども、現実には、ものすごく社会的な抵抗があるので、その抵抗を排しながら進まなくてはならない。一挙にはできませんから、まず第一歩として練馬型の練馬こども園をつくって行って、将来の根本的な統合に向けた、あるいはもっと根本的な子育て施策の拡充に向けた一歩を進みたいというように考えています。

お2人、いかがですか。

【坂口委員】

現実的に練馬こども園を利用している人たち、実際に利用してらっしゃる方の中身について知りたいと思います。

例えば幼稚園の教育の時間が4時間ということで、朝早めに登校して幼稚園のクラスが始まるまでは保育時間で、それから幼稚園の4時間が終わった後、そのまま帰宅する子どももいれば、その後延長という形で夕方までいる子どももいて、また保育時間となるのでしょうか。

【橋間こども施策企画課長】

まず、練馬こども園につきましては、11時間という設定をしております。今の13園の大半のところは、朝の7時半から夕方の6時半の11時間です。

基本的に、坂口委員のおっしゃった、いわゆる4時間、教育時間というところが概ね9時ぐらいからお昼の2時ぐらいまでというところが教育時間となっております。その前後の時間が預かり保育の時間というところになっております。

基本的に幼稚園の教育要領に沿った、いわゆる教育というところは、基本的には9時から午後2時ぐらいの時間で行っているというところですが、その前後の時間につきましては、園によりましては、異年齢の中での交流などで、9時から2時との活動とは多少違うというところでございます。

【坂口委員】

2時に終わったら帰る方もいらっしゃるということですね。

【橋間こども施策企画課長】

そうでございます。

【外松委員】

ほんとうにこの問題というのは大変な課題だなと思っています。就学前の子どもたちをどのように教育していくかということですが、先ほど教育長も、これからの少子化を見据えて、そしてまた練馬区はほんとうに私立幼稚園に多くの子どもたちがお世話になっていますから、私立幼稚園の経営ということも考えていって、今ある資源を何とか有効に使えないかというお話がございました。私もそういう方向性が良いのかなと思っています。将来的には、多分、ほかのもっと人口の少ないところで取り組んでおられるように、高齢者と幼児が一緒になって時間を過ごす施設も視野に入れていかなければいけないのかなとも思っております。

ただ、先ほど安藏委員からも幼稚園の具体的なお話がありました。練馬こども園の数を増やしていくためには、その辺りの具体的な取組をしなければいけないのではないかなと感じております。

少し課題からはそれるようになるかもしれないのですが、保育園に預けていらっしゃるお母さん方から聞いたことですが、生活に困ってではなく、仕事をしたいから保育園に預けている方がいる。しかも、そういう方の場合の多くは、働き先がしっかりとっていて、有給制度ですとか年休制度とか、それから育休を取っても、その給付がきちっとあったりして、非常に高い保育園の点数を取ることが可能です。片や、ほんとうに生活が苦しくて、子どもも何人かいるからパート的に働きたいけれども、パートではどうしても点数が低くなってしまって、保育園には預けることができない方がいるということも伺っております。その辺も少し工夫、改善の余地はないのかなとも思いました。

【堀こども家庭部長】

まず、外松委員からお話がありました前半の話でございます。

練馬区で一番私立幼稚園が多かったときは、昭和50年代半ばで56園ありました。それが、経営者がいない、園児数が急減したなどの、さまざまな理由によりまして現在16園がなくなって40園になっているところでございます。先ほどの資料にもありましたように、保育園と幼稚園の園児数のグラフは、平成25年度の段階で逆転してしまいました。そうしますと、私どもとしては、幼稚園の経営ということも十分配慮しながら共存共栄を図っていきたいという考えがございます。

また、保育所をつくる際、既に3、4、5歳児は幼稚園があるわけですから、保育所全部に3、4、5歳児をつくる必要はありません。一方で、一番困っているのは1歳児です。さらに1歳児が翌年2歳児になったときの学年進行のことも

考えてつくらなくてはならないという施設整備ならではのいわゆる宿命がございます。

今回ゼロ作戦を展開しておりますのは、1歳児にできるだけの定員を割くということで、1,000人中500人を1歳児に充てたところでございます。3、4、5歳児の対応を、練馬こども園によって私立幼稚園の方々にご協力をいただき、私どもとしては、一番欠乏している1歳児を中心とした0から2歳の保育需要を賄えるように努力をするということが基本적으로ございます。

もともと保育所と幼稚園は似て非なるものという担当課長の説明がございましたけども、幼稚園は私立大学や私立高校と同じ法体系の中で位置付けられているというところの決定的な違いがございます。春夏冬の休みもございます。学校週5日ですから、土曜日、日曜は基本にお休みです。その中で、11時間保育や春夏冬のお休みをやめていただいて、練馬こども園となつていただくというようなことは、ある意味ではパラダイムシフトと申しますか、革命的な制度でございます。導入に当たりましてはさまざまなご苦労もあるかと思いますが、何とかご協力いただき、練馬区の幼稚園と保育所の共存共栄を図っていきたいということでございます。

それから2点目です。大規模な企業のほうは福利厚生が充実していて、育児休業制度も拡充がされている一方で、中小の企業の方々はそのような制度が少なく、パートの就業の方や非正規の方が、点数化すると低い指数となってしまうという点でございます。従来から、この指数については、いわゆる時代、時代のニーズや保護者の声だとかを踏まえながら、改善はしてきたところでございます。ただ、いかんせん、絶対的な量が足りないものですから、どうしても順位をつけて入る人と入れない人が出てくることは残念ながら事実でございます。そういう方々のニーズを取り込みながら、今回のゼロ作戦の展開をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

【外松委員】

ありがとうございました。

【前川区長】

幼保一元化はほんとうに大課題で、私も自分のライフワークの1つにしています。練馬区でこんなにうまくいっているのは、事務当局の河口教育長を筆頭にしまして非常によくやってくれていることでもあります。私立幼稚園のご協力をいただいている、これが大きいのです。それができたのは、練馬区には私立幼稚園がたくさんあり、歴史的な経緯もあります。そこに行政当局の努力、幼稚園協会の皆様のお力添えもあります。これは画期的だと私は思っています。今後も必ず充

実をしていきたいと思えます。

そして、保育所は、つい最近までは、救貧的な社会福祉的な思想が濃厚に残っていきまして、保育に欠ける子どもを対象としていました。しかし、今やもう昔のような救貧政策ではないのです。つまり、子どもを育てることが、ある意味で個人個人の家庭の責任だけではなくて、社会の責任にも変わりつつあるわけです。これはいろいろな批判もあると思えますけれども、事実であって、それを行政が認知をしているということです。この両面を見ながら進めていく必要があると思っております。練馬区は先頭に立って頑張っていきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

【安藏委員】

資料2の1のところ、将来的には保育所も練馬こども園に認定ということで書かれていますが、具体的な要件等がありますか。

【橋間こども施策企画課長】

こちらは、具体的な制度設計はこれからというところがございます。ただ、練馬こども園の現在の具体的な要件の、「通年で11時間保育」というところは、もう既に保育所であれば満たしております。そのため、例えば教育の部分で、より幼児教育を充実したところを認定することなども考えられるかと思えます。どういう形で認定していくかというところは、今後検討してまいりたいと考えております。

【堀こども家庭部長】

保育所は、0歳から5歳までを預かって、給食の設備もあり、0歳のいるところには看護師もおり、非常に自己完結型の施設となっています。一方、幼稚園は3、4、5歳のみ、それから給食の設備についても現在のところは整備がされていない園も多々ございます。

そういう中にありまして、保育所はどちらかというところ、幼保一元化の実現の、達成度のかなり高い施設となるわけですけれども、現在、教育委員会におきまして、幼保小連携の中で幼稚園と保育園の教育内容も含めた、教育水準についての議論をされています。

保育所も幼稚園の特性や良いところを吸収しながら、最終的には保育所も練馬こども園になると考えております。ある意味では自己完結型で完成度が高いものですから、そこにどのようなサービスが加わるものかというのは今後の検討になりますけれども、将来的な認定というのを記載したものでございます。

【外松委員】

今の保育所のお話ですけれども、もう随分前から保育所は、年長さんの子どもたちに対して、入学してから1年生で困ることがないように、かなり教育的な部分も配慮した活動を行ってきていると、私は現場も見せていただき捉えています。

ですから、幼稚園的な部分が、特に年中さん、年長さんになると、保育所というのは強いけれど、国の行政の関係で、分かれているなということは、感じておりました。保育所は、練馬こども園に一番近い形なのではないかなというふうに思っております。

【前川区長】

貴重なご意見いただきました。それを踏まえて、これからいろいろ調整をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、議題2はこれで終わります。

3点目の議題は、教育・子育て分野における地域との協働・連携の取組についてです。地域との協働・連携というのは、当然、この教育・子育て分野の問題だけではなく、私の区政を進める上での大きなテーマの1つでもあります。今日は、それについて資料も用意していますので、担当のほうから説明させていただきたいと思います。

【宮原練馬子ども家庭支援センター所長】

資料3の説明をさせていただきます。地域における子育て団体や子育て支援団体の活動についてです。

区では、保護者同士の活動団体や子育て支援団体との連携を通して、それぞれの活動の自主性を尊重しながら、地域での子育て家庭を支援する仕組みづくりを進めているところでございます。子育て団体は多数あると存じておりますが、区が把握している団体の一部を例に挙げて説明させていただきます。

(1) 保護者同士の活動団体でございます。10団体を例示いたしました。1の「くらしこよみ」、6の「なないろ」、7の「ねりま わくワークママ」、8の「h a h a k o ネットワーク」、10の「むすんでひらいて」は、母親同士の交流を中心に学びの場やイベントの企画を行っておられる団体です。

2の「光が丘パパの会」、3の「練馬イクメンパパプロジェクト」では、父親同士の交流や父親主体の子育て講座などを行っている団体です。

4の「おとあーと研究室」や9の「プラス・ママント」は、音楽を通して子育てを豊かにする活動をされている団体です。

5の「手輪るサロン」では、手話を交えて障害のある子育て中の方もない方も

交流できる場づくりを行っている団体です。

(2) では、子育て支援活動を行っている 5 団体を例示いたしました。

1 の「ねりま子育てネットワーク」では、子育て中の方が取材を行い、区民目線で子育て情報を発信している団体です。

2 の「わとと」と 3 の「ふろしきなかまほいく」では、「なかまほいく」という親同士が子どもの預け合いをプラスした新しいサークル活動を行っている団体です。

4 の「どうぞの会たまむすび舎」は、子どもの一時預かり、5 の「ハッピーひろば」は子育てのひろばを主に行っている団体です。

(3) は子ども食堂です。現在、区内に 9 か所ございます。さまざまな場所で活動されておりますが、3 の「桜台こども食堂」と 7 の「ふろしきキッチンこども食堂」につきましては、会場を非公開としており、参加者の一般公募は行っていませんと伺っております。食事の提供は、夕食を提供する団体と昼食を提供する団体がございます。活動されている団体は、記載のとおりです。区では、庁内会議を開催し、子ども食堂に関する情報共有をしているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【前川区長】

この 4 月に新しく協働推進課をつくりまして、その協働推進課長が今日来ております。これは区民との協働、区民参加といったことを主たる業務としてやっているところです。協働推進課長からも説明をお願いします

【宮原協働推進課長】

地域文化部協働推進課長の宮原と申します。よろしく願いいたします。

私からは、先ほどの資料 3 を補足する形で、2 点ほどご説明をさせていただきます。

まず、区政改革の位置付けです。先ほど区長からも話がございましたが、この 28 年 5 月に区政改革計画の素案を公表させていただいたところです。その計画の柱となる 3 つの方策がありますが、そのうちの 1 つに区民参加と協働の仕組みづくりというものを掲げております。教育分野、子ども分野はもちろんのことですが、区政全体において区民参加で協働を進めていくということを大きな目標の 1 つに掲げております。

その協働の考え方ですが、この協働という言葉自体は従来から行政計画の中でもさまざま動いてきたところです。ただ、今までの協働の考え方として、どうしても区が地域における課題を設定し、例えば区が考える施策事業にサポーターといったような形で区民が参加していただくような形態が多く見られました。結果

として、区が主導する形の協働というものが多かったと認識しています。

一方で、地域では子育てを始めとして高齢者、障害者の支援や地域の居場所づくりなど、さまざまな分野で自主的に活動されておられる団体が数多くいらっしゃいます。そうした地域に根ざした活動をされている団体が取り組んでいる課題も地域の課題の一つとして捉えて、その解決に向けて、区が側面から支援をしていく、そういった地域主導の協働が、これからのあり方ではないかと考えています。

2点目は、新たな組織の設置についてです。私ども協働推進課がこの4月に設置されたところでございます。私どもの仕事として、大きく2つございます。1つは、庁内の総合的な調整です。資料3におきましては、(3)のところで、子ども食堂の話が出ております。先ほど子ども家庭支援センター所長からも説明がございましたが、庁内連絡会をつくっております。といいますのは、子ども食堂は、言うまでもなく子育て支援にかかわってくるものでございますが、切り口を変えて、食事の提供というところで見ますと、保健衛生で保健所、あるいは貧困家庭の対策ということで見ますと福祉、また地域の活動という視点で見ますと、私ども地域文化部といったように、見方によって関わる部署がさまざま変わってくるところでございます。そういったときに、各部署が自分たちのかかわりの部分だけを支援するという形では、どうしてもいわゆる縦割りというものが発生してしまいます。そういった弊害をなくすために、私どもは、この件につきましては、子ども食堂連絡会というのを庁内で結成しまして、今述べたさまざまな部署が一堂に会して子ども食堂に関する現状のかかわり方、あるいは支援についての総合的な調整を図っておるところでございます。

また、協働推進課のもう1つの仕事としましては、言うまでもなく、地域で活動されていらっしゃるさまざまな団体への支援です。練馬駅の北口の区民協働交流センターという窓口で、地域の団体からのさまざまな相談に乗っているところですが、私どもの考え方としては、窓口に来るのを待つのではなく、各団体の活動の場に訪問させていただきまして、どういった活動をされているのか、何に困っているのかということ伺いながら、ともに解決につながる方法を考える、いわゆる伴走型の支援というのが必要ではないかと考えて、アウトリーチを積極的に行っているところでございます。

いずれにいたしましても、地域の団体はさまざまございます。町会や自治会に代表されるような地縁型の団体だけではなくて、いわゆる目的を達成するためにお集まりになった目的型団体というのも多数おられます。したがって、悩み事や課題というのも団体によっても全く異なり、多様性に富んでおります。1つ1つ丁寧にお話を伺いながら、その団体が抱えている課題というものを我々区と共有して、区が支援することによって解決につながるよう、手助けしていくこと

が、私どもが取り組んでいるところでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【前川区長】

なかなか難しい問題で、先ほど子育て支援についての団体の紹介がありました
が、これからもいろいろな団体をお訪ねして、意見交換をし、協働推進課とこども
家庭部も一緒にやっていきたいと思えます。

そこで、今日は坂口委員に、もちろん委員としてご参加をいただいています
が、坂口委員ご自身がいろいろな活動をされていますので、そのお話をいただければ
と思えます。よろしくお願いいたします。

【坂口委員】

この資料3の(3)の1を見ていただければと思えます。

私たちは、主催者である大泉学園まちづくりネットという、10年以上活動をして
いた地域のグループですが、2階建ての小さな家を、練馬区の福祉部に家賃を
負担していただいて、区の相談情報ひろばという活動をNPOとして行っています。

食に欠ける子どもたちのことが話題になり、豊島区であかね食堂という活動が
マスコミで盛んに報道されたときに、この場所を生かせるのではないかと
いうことがずっと頭にありました。

まずはそういう食に欠ける子どもたちを、どういう形で見つけ、参加して
いただけるのだろうということでした。これは地域で一緒に民生・児童委員を
やっている方、大泉学園まちづくりネットのスタッフがいます。その方たちが、
地区区民館の職員の方とお話しをしたところ、利用者の子どもの中に、
そのような子どもがいるということがわかりました。食事をとったか
尋ねても、もう食べたよと言ってお昼時間になっても帰らない
ような子どもたちで、地区区民館の職員もこの子たちに何か
食べさせてあげたいという思いをお持ちでした。その話を聞いた
のが12月でしたが、すぐ1月から始めることになりました。学校がある
第2土曜日に、放課後に地区区民館に遊びに来て、お昼に帰らない
ような子どもたちに何かつくりましょうということ
で始めました。

最初は地区区民館から今の相談情報ひろばの建物までが遠いため、
学童クラブの職員と館長が案内してくださいました。それが非常にうれ
しかったです。それからその家族、お母さんも一緒に行こうという
ようにして、3組の親子もみえました。また、そういう場所があるの
ならばということで、ほかの民生委員の方が担当地域の家庭の
うちネグレクトで食事ができていな
ような子に、一緒に行こう
と
いって連れてきてくださいました。

そのように、学童クラブの先生や民生・児童委員の方たちが、ほんとうにさり

げなく連れてきてくれましたが、次からは、子どもが自分で来られるようにしたいということで、道がわかるように街角に印を持って立つなど工夫をして、次も来てもらえるような形になりました。

子ども食堂という、食に欠ける子どもだけというような見られ方をしましたが、子どもと一緒に来てくださる保護者も受け入れるようにしました。それで、保護者もだんだん増えてきていますが、食に欠けていなくても、一緒に食べると、そこでは輪ができるものですから、みんな楽しくにぎやかに食事をするができます。

私たちは、子どもたちも大人も1人100円いただいています。この活動を知った地域の方たちから、お金の寄付もいただきましたし、お米や野菜もほとんど賄えるぐらい届きました。いただいた費用は、調味料や子どもが大好きなから揚げを購入する場合などに充てました。

また、働いているスタッフについては、大人ばかりではいけないので、あまり多くならないように気を使っています。今は、大体10人前後にしています。声をかけると、みなさん良いよと言って、お手伝いに来てくださいますが、最初は少し多すぎたので、今は控えめにしております。どうやっているのか見学をしたいという方も受け入れています。資料の中の「9 どんぐりの家」というのは、私たちの様子を見にいらして始められたグループです。

協働ということで、要望についてよく問われます。区にお願いしたいことは、財政的なことではなくて、この小さな2階屋が、子どもたちの今大事な食事の場所になっていますから、ずっと続けられるようにしてほしいということです。それから職員には、食に欠ける子どもたちに対するセンサーを持ってほしいということです。そしてさりげなくそういう方たちに、この食堂があるということを知らせていただきたい。そつと渡すために、私たちは名刺大のカードをつくりました。100円がなくてもその日は食事ができるというようなカードも用意しました。それを学童クラブや地区区民館の方にお配りをして、必要な子どもにそれをお渡しいただくようにしました。

養護の先生が気になっているお子さんを連れてみえたことがあります。この間も小学校の先生が1人連れてみえました。普段から参加している親子も来ていたので、僕たちの先生だと言って喜んで、非常に良い交流ができていました。

それから、広報については、マスコミに載らなくても良いのですが、地域のそれぞれに必要なところには、こういうこと活動についての知識というか認識を持っていただければと思います

【前川区長】

ありがとうございました。今の課題についてご質問・ご意見等ありましたらど

うぞ。

今日の議題については、1がこれからの対応の方針です。2の幼児教育は、区の問題意識といいますか、これからの取組方針をお示しいたしました。

3は、これからの課題です。区も、子どもの問題に限らず、協働推進課長を中心にこれからいろいろやっていきます。まだ始めたばかりというのもあり、いろいろな課題が山積しておりますので、考えながら進めているという状況です。

この総合教育会議においても、これからも議論させていただければと考えております。それを前提にさせていただきたいと思っております。

【安藏委員】

今、坂口委員からお話しいただきまして、費用的なものは問題ないようなお話があったかと思いますが、実際、この活動をずっと続けていくに当たっては、なかなか寄付やボランティアだけでは難しいのかなという感じもします。実際、それぞれの団体というのは、活動するからにはやはり費用がかかるわけで、その点は全部寄付とかという形で運営されているのでしょうか。

【宮原協働推進課長】

そのあたりも、実に多様性に富んでいるという実情がございます。坂口委員がやっておられる団体のやり方、先ほどご説明いただいたとおりですが、概ねは寄付によって食材を集めてらっしゃるところがほとんどです。

ただ、例えば拠点の確保、先ほど坂口委員からも拠点の確保が非常に重要な課題だというご指摘いただきました。実は、その他の団体様からもご相談いただいています。例えば、リストの3、子ども食堂に載っております5番の「ダイコンこども食堂」、こちらは活動場所として春日町南地区区民館を使っております。実は、既に地区区民館を定期的に利用いただいているところですが、そもそも子ども食堂について、職員側の理解が進んでいなかった部分もあって、最初からすんなり貸せたというところではございません。何回か話をしていく中で、子ども食堂に対する我々区側の理解も深まって、施設を使用させていただくに至った例もございます。

また、同じく9番、「どんぐり食堂」ですが、こちらは民間の方が所有しているご自宅を社会福祉協議会に寄付いただきまして、そこから派生して有志を集めて運営委員会を結成して、その建物を活用して食堂を運営しているというものでございます。こういった、ある意味運よく場所を確保できたというところは良いのですが、それ以外に、例えば民間施設を借りるということになりますと、使用料、いわゆる家賃がかかってくる場合もありますので、その活動資金をどう用意するかというのが、団体によっては悩みどころであると伺っているところでござい

す。

【前川区長】

この活動は大変貴重で、行政と連携しながら運営していきたいと思っておりますが、この先はどうか、これからまた議論いただく必要があるのかなと思っております。つまり、こういう活動に行政が頼ってしまうというのも変な話ですから、行政は行政の対応を果たさなくてはなりません。一方で、このように皆様の自発的な活動というのは、大切にしていきたいと思っております。この連携のあり方をどうしたら良いか、ぜひご意見をいただきたいと思っております。

【長島委員】

私には子どもが3人いて、その同級生などで、お母さんが食事を作ってくれないお宅とか、いつもコンビニのお弁当を食べているご家庭などを見かけたことがあります。そういった子どもたちが手づくりのおいしいご飯を食べられるというのはとても良いことだと思います。

先ほど区長がおっしゃったように、いじめの問題にしても幼保連携のお話にしても、行政しかり、学校しかり、こういった子どもたちを育てるという意味で、社会全体で担っていくということで、やるべきことや、できることがたくさんあると感じています。

基本的には子どもは親に育てられるのですが、それだけだとうまくいかない面が、昔よりもずっと増えたのではないかなと思っております。坂口委員がされている活動などが、そこをカバーできるのかなと思っております。今日、特にこの会議に参加させていただいて、はっきりと認識しましたので、今後も何かお役に立てればなという感想でした。ありがとうございます。

【前川区長】

ありがとうございます。

【外松委員】

坂口委員から実際に長いこと子ども食堂以前から地域にずっと関わっておられるという話は、前にも少し伺っていました。それが土台にあったので、この子ども食堂の開設というのができたのかなと思えました。先ほど説明いただいたこの資料でも、区内で多くの方たちが子育ての支援に当たってらっしゃるなというふうに思いました。まちづくり団体の紹介とかそういうところに載ってない方たちでも、いろいろなところでお互い助け合って子育てに励んでおられるなというふうに感じています。何かお手伝いできることがあれば、自分も参加したい、そん

なふうに思っております。

【前川区長】

ありがとうございました。協働推進は大変重要な課題ですので、次回以降も議論していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

坂口委員、ほんとうにありがとうございました。

それでは、今日はこれで終わらせていただいて、次回は10月の下旬ごろということ考えていますが、また詳細の日程はご連絡させますので、よろしく申し上げます。

それでは、今日の会議はこれで終わらせていただきます。お忙しい中ありがとうございました。